

## 令和3年度 随意契約理由書

		番号	1
担当課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）		
契約案件名	農集管渠R3第3号 高城山田線人孔修繕 その2		
案件の概要	周辺住民からの苦情に伴う、緊急対応による人孔の修繕		
予定金額	988,900円		
契約の相手方	[所在地] 都城市上水流町1210番地の3 [名称] 株式会社福島土建		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号該当  本修繕は、振動・騒音の発生の要因となっている、県道車道部に設置してある人孔の修繕を行うものである。 周辺住民から「連日の振動・騒音に悩まされている。」という相談があり、現地調査を行ったところ、人孔が要因となって振動・騒音が発生していることが判明した。 当該路線は県道高城山田線で、特に大型車の交通量が多い路線であり、周辺住民の振動・騒音の解消のためには早急に対処する必要があることから、競争入札に付する時間がない。 このため、早期着手を条件とし、対応可能な事業者を確認したところ、上記事業者が対応可能であった。同事業者は、相談者と同じ地区に事業所があることから、地元との連絡調整を容易に行うことで早急な対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日	令和3年7月1日		
契約金額	975,700円		0022226

## 令和3年度 随意契約理由書

番号

2

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	公共ポンプR3第8号 沼川ポンプ場監視カメラ交換修繕
案件の概要	沼川ポンプ場に設置している監視カメラが故障したため、修繕するもの
予 定 金 額	902,000円
契約の相手方	[所在地] 都城市太郎坊町2111番地1 [名称] 株式会社エヌ・エス・ピー
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当  沼川ポンプ場は雨水排水を目的とした施設である。当該ポンプ場に設置された監視カメラは、施設の運転状態や排水の流れを確認するために重要な役割を持つ装置である。監視カメラが故障している場合、施設運転や排水の状態確認が行えず、適切な雨水排水に影響を及ぼす可能性があるため、早急な修繕が必要である。 今回の修繕では、既設の監視装置と連動したカメラ遠隔操作設定を行うこと、また、修繕完了まで仮設カメラを設置することが必要であり、当該監視カメラを含む監視装置を導入及び設置した上記事業者でなければ確実な履行ができない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、修繕後の性能保障が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和3年7月26日
契約金額	902,000円

0022425

## 令和3年度 随意契約理由書

番号 3

担当課	[部課等名] 上下水道局 総務課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	簡水総係R3第1号 簡易水道事業等固定資産修正データ移行業務委託
案件の概要	都城市簡易水道事業会計及び御池簡易水道事業会計に係る固定資産修正データのチェックを行い、企業会計システムへのデータ移行作業を行うもの
予定金額	715,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目17番21号 [名称] 株式会社エヌ・ティ・ティデータ九州
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本業務は、上記事業者が令和元年度に実施の「簡易水道事業等固定資産データ移行業務委託」で行った、固定資産データの一部修正及び修正データの企業会計システム（以下「当該システム」という。）への移行作業と連動する作業であり、同一の事業者が作業をすることにより、最も効率的な履行ができる。 また、当該システムは、上記事業者が開発し、平成17年度より運用を開始しているもので、保守業務も同事業者が行っている。 仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保障が受けられず、目的を達成できないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契約締結日	令和3年7月27日
契約金額	715,000円

0022423

令和3年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	公共管渠R3第29号鷹尾都原線人孔蓋修繕
案件の概要	都城市道路公園課発注の防衛国第1号都城駐屯地周辺道路改修等（鷹尾都原線）事業道路改良工事に伴い、現場内の人孔蓋修繕を行うもの
予 定 金 額	1, 167, 100円
契約の相手方	[所在地] 都城市姫城町25街区68号 [名称] 株式会社木場組
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本工事は、都城市道路公園課（以下「道路公園課」という。）発注の防衛国第1号都城駐屯地周辺道路改修等（鷹尾都原線）事業道路改良工事（以下「舗装工事」という。）に伴い、現場内の人孔蓋修繕を行うものである。</p> <p>本工事の施工箇所は、鷹尾都原線の車道であり、同道路は交通量の非常に多い路線であるため、工期の短縮及び舗装工事と連携した安全対策が必要である。</p> <p>この点、上記事業者は、道路公園課が発注した舗装工事を受注しているため、工期の短縮、経費の縮減及び舗装工事と連動した安全対策が可能である。</p> <p>本工事を上記事業者以外の事業者が施工することは、現場の煩雑化、安全管理、工程の調整等の点から望ましくない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和3年8月6日
契約金額	1, 166, 000円

## 令和3年度 随意契約理由書

番号

5

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	都城浄化センター 散気装置
案件の概要	都城浄化センターに設置されている担体投入型エアレーションタンクの散気装置を購入するもの
予 定 金 額	14,850,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目7番地27号 [名称] JFEエンジニアリング株式会社 九州支店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当  今回購入する散気装置は、担体投入型エアレーションタンク内に空気を送ることで担体を浮遊させ、微生物へ酸素を送る装置で、下水処理に影響を及ぼす重要な装置である。  現在使用しているものは、装置の老朽化、フィルター等の目詰まりにより機能が低下しているため、新たに装置を購入するものである。  本市が下水処理に採用している担体投入型活性汚泥法は、全国で唯一の方式であり、その方式を可能とする担体投入型エアレーションタンクは上記事業者が設計・施工しているものである。仮に他の事業者の装置を導入した場合、不十分な旋回流の発生、担体の滞留等の可能性があり下水処理に支障を来たすおそれがある。  以上の理由により、当該設備の設計・施工業者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和3年8月11日
契約金額	14,850,000円

0022345

## 令和3年度 随意契約理由書

		番号	6
担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）		
契約案件名	公共船団R3第2号 移動脱水車 操作盤修繕		
案件の概要	移動脱水車操作盤内に設置されたシーケンサ等の電気設備の修繕を行うもの		
予 定 金 額	1,870,000円		
契約の相手方	[所在地] 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目9番3号 [名称] 石垣メンテナンス株式会社 九州支店		
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>移動脱水車は、山之口、高城、山田、高崎及び三股の各浄化センターで発生した汚泥を脱水処理するための設備であり、平日は毎日稼働している。</p> <p>今回修繕を行う設備は、汚泥処理に係る機械設備を汚泥の性状に応じて調整を行う装置であり、脱水汚泥の含水率等の運転管理指標の管理を適切に行うために重要な電気設備である。</p> <p>当該設備は、稼働開始から10年以上が経過しているが、電気設備は劣化状況を把握することが困難であり、突発的な機能停止のおそれがあるほか、機能停止の際に代替設備もなく、長期的な汚泥処理機能停止が懸念されるため、早急な修繕が必要である。</p> <p>移動脱水車については、機械・電気設備等を一括して納入しており、電気設備を更新した際の運転調整等は、納入業者である上記事業者しか行うことができない。</p> <p>仮に他の事業者が修繕を行った場合、機械設備が正常に動作しなかった際に責任の所在が不明となるおそれがあるほか、移動脱水車全体の性能保証が得られないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契約締結日	令和3年8月13日		
契約金額	1,804,000円		0022601

## 令和3年度 随意契約理由書

番号 7

担当課	[部課等名] 上下水道局 総務課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	企業会計システムサーバー購入
案件の概要	企業会計システムを運用するためのサーバーを購入するもの
予定金額	2,992,000円
契約の相手方	[所在地] 都城市花線町20号8番地 [名称] 株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当 上記案件について、4者を指名し入札通知をしたところ、2者が入札執行前に辞退したため、2者で入札を執行した。 1回目の入札が不落となり、2回目の入札では、2者のうち1者が辞退したため不落随意契約の手続に移行した。 以上の理由により、唯一、見積合せへの参加意思を示した上記事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。
契約締結日	令和3年8月16日
契約金額	2,959,000円

0022751

令和3年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0986-23-5921（直通）
契 約 案 件 名	公共処理場R3第15号 山田浄化センターNo.1-1曝気装置修繕
案 件 の 概 要	OD（オキシレーションディッチ）槽内を曝気する装置について、分解整備を行うもの
予 定 金 額	5,456,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区白金二丁目11番9号 CR福岡ビル 6階 [名 称] オルガノプラントサービス株式会社 九州事業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当  今回修繕を行う曝気装置は、OD（オキシレーションディッチ）槽内の汚水を常に攪拌する設備であり、汚水を攪拌することで微生物に酸素を供給し、水質を改善させるものである。 当該設備は、稼動から10年以上が経過しており、主要部品の劣化及び消耗が著しく修繕が必要である。 当該設備の分解整備に係る技術は、上記事業者の工場のみが所持しているため、他の工場では分解整備することができない。また、仮に他の事業者が当該設備の分解整備を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和3年8月20日
契 約 金 額	5,456,000円

## 令和3年度 随意契約理由書

番号

9

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	農集処理場R3第1号 安久地区非常用発電装置制御盤修繕
案件の概要	安久地区農業集落排水施設に設置されている非常用発電装置制御盤の修繕を行うもの
予 定 金 額	2,750,000円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市田代町170番1号 [名称] ヤンマーエネルギーシステム株式会社 宮崎出張所
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 今回修繕を行う非常用発電装置は、安久地区農業集落排水施設において、災害等の緊急時に汚水処理等を行うための電力を賄う重要な装置である。 当該装置は、設置後23年経過し経年劣化が見られるため、部品交換による制御盤の整備及び修繕の必要がある。修繕を行わなければ、緊急時に発電できずに汚水処理等が行えなくなり、水質事故に繋がるおそれや、電圧調整ができず他設備に影響が波及するおそれがある。 上記事業者は当該装置を設置した事業者であり、同事業者でなければ部品の調達ができず、確実な施工が期待できない。また、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和3年9月1日
契約金額	2,585,000円

0022691

## 令和3年度 随意契約理由書

番号

10

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 総務課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	総係R3第6号 企業会計システム設定変更業務委託
案件の概要	サーバー機器更新に伴う企業会計システムの設定変更業務を委託するもの
予 定 金 額	2,147,200円
契約の相手方	[所在地] 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目17番21号 [名称] 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当  本業務は、企業会計システム（以下「当該システム」という。）のサーバー機器更新に伴い、新たなサーバー上で当該システムが従前どおり稼働するよう設定変更業務（データ移行作業等）を委託するものである。 当該システムは、上記事業者が開発し平成17年度より運用を開始しているもので、保守業務も同事業者が継続して行っており、設定内容を十分に理解している。 仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保証が受けられず、目的を達成できないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和3年9月6日
契約金額	2,147,200円

0022758

## 令和3年度 随意契約理由書

番号 11

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	簡水都城R3第10号 野上浄水場紫外線装置保守点検業務委託
案件の概要	野上浄水場に設置している紫外線装置の保守点検業務を委託するもの
予定金額	1,625,800円
契約の相手方	[所在地] 鹿児島県鹿児島市上之園町24番26号 [名称] 理水化学株式会社 南九州支店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 上記事業者は、当該紫外線装置のメーカーである。当該装置は特殊な機器であり、付帯設備を含めた点検を実施するためには、専門的知識や経験を有し、更には設備内容を熟知していることが必要不可欠である。 このため、仮に他の事業者へ設備点検を委託した場合、確実な業務の履行が期待できないことや、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じる可能性が高く、点検後の装置についてもメーカー保証を受けられないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和3年9月6日
契約金額	1,617,000円

0022799

## 令和3年度 随意契約理由書

番号 12

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	原水R3第16号 水道課監視ロガーシステム保守点検業務委託
案件の概要	川東浄水場に設置している水道課監視ロガーシステムの機能維持のための保守点検業務を委託するもの。
予定金額	1,657,700円
契約の相手方	[所在地] 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8-33 [名称] 株式会社ネットワーク・コーポレーション
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 水道課監視ロガーシステム（以下「ロガーシステム」という。）は、水道課全浄水場系統の状態を24時間リアルタイムに監視する専用ソフト等で構成されたシステムであり、上記事業者が設置及び導入したものである。 ロガーシステム及び付帯設備を含めた点検を実施するためには、構成機器の専門的知識及び保守業務の豊富な経験が必要とされる。 この点、上記事業者はロガーシステム設置時の施工事業者であり同システムについて熟知している。また、継続して保守業務を実施しており豊富な経験がある。 仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保証が受けられず、目的を達成できない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な遂行が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和3年9月30日
契約金額	1,657,700円

0022996

## 令和3年度 随意契約理由書

番号 13

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	原水R3第17号 一万城浄水場電気計装変換器類点検業務委託
案件の概要	一万城浄水場内の計装変換器類（計装用電源装置、変換器・演算器、警報設定器等）の点検業務を委託するもの。
予 定 金 額	1,375,000円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市花ヶ島町観音免953番地1 [名称] 株式会社九州日立 宮崎支社
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本業務は、一万城浄水場の安定的な運転のため、浄水場内の計装変換器類の定期的な点検業務を委託するものである。 当該計装変換器類は全て日立製品で、上記事業者が製作及び設置したものであり、設備の回路構成や現場条件等を熟知している。 また、点検・調整等を行なうためには、メーカーから部品の供給を確実に受けることができ、製品についての特殊な知識も有していなければならない。 以上の理由により、南九州地区で唯一、メーカーの技術サービス代理店である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和3年9月30日
契約金額	1,320,000円

0023034